

鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例の一部改正について

次のように改める。

令和 5 年 1 1 月 2 1 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例  
鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例（平成 2 2 年鹿沼市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「在宅要介護高齢者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 市内に引き続き 6 月以上住所を有し、かつ、居宅において生活している 6 5 歳以上の者であること。
- (2) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 1 1 年厚生省令第 5 8 号）第 1 条第 1 項第 4 号に規定する要介護 4 又は同項第 5 号に規定する要介護 5 に認定された者であること。

第 2 条第 2 項中「現に」の次に「市内で」を加える。

第 3 条を次のように改める。

（受給資格の認定）

第 3 条 介護者は、手当の支給を受けようとするときは、手当の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）について、市長の認定を受けなければならない。

第 5 条及び第 6 条を削る。

第 4 条第 1 項中「3, 0 0 0 円」を「4, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 2 項中「6 月 3 0 日及び 1 2 月 3 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）において介護者である者」を「受給資格者」に改め、「、基準日の属する月以前 6 月の月ごとの居宅における在宅要介護高齢者への介護の実績に応じて」を削り、「それぞれ」を「毎年」に改め、「3 月に」の次に「それぞれ 3 月前までの分を」を加え、同項に次のただし書を加え、同項を同条第 3 項とする。

ただし、受給資格を喪失した者の手当は、支給月でない月であっても支給することができる。

第4条第1項の次に次の1項を加え、同条を第6条とする。

- 2 手当を支給する期間は、第3条の規定による受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から受給資格を喪失した日の属する月までとする。ただし、在宅要介護高齢者の介護を行った日が15日に満たない月は、支給しない。

第3条の次に次の2条を加える。

(受給資格の喪失)

第4条 前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失う。

- (1) 介護をする在宅要介護高齢者が第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 第2条第2項の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 介護をする在宅要介護高齢者が死亡したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事由に該当したとき。

(現況届)

第5条 受給資格者は、前条各号に該当するに至ったときその他受給資格に係る事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する場合のほか、受給資格者は、受給資格に係る現況を規則で定める時期に市長に届け出なければならない。

第7条中「介護者」を「受給資格者」に改める。

第8条中「介護者又は在宅要介護高齢者」を「受給資格者」に改め、「介護者が」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例第4条第2項の規定により令和5年12月31日において介護者である者に対する手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例第6条の規定により令和6年9月に支給する手当については、同条第2項の規定にかかわらず、同年1月1日から同年6月30日までの間における介護の実績に応じて支給するものとする。